

循環 第2148号  
平成27年3月31日

一般社団法人 佐賀県産業廃棄物協会 様

佐賀県くらし環境本部長



佐賀県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画の  
変更について（通知）

このことについて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）第7条第1項の規定に基づき、別添のとおり、変更しましたので通知します。

改正の概要は下記のとおりですので、貴団体構成員への周知について、御協力をお願いします。

また、併せて、PCB廃棄物の早期処分及びPCBが使用された電気設備等の使用中止等について、周知をお願いします。

なお、今後、本計画に基づき、PCB廃棄物の早期処分等に関して、貴団体構成員への周知・指導等のご協力をお願いすることがありますので、よろしくをお願いします。

記

1 変更の理由

現計画は H27.3 が期限となっているが、県内の PCB 廃棄物の処理は完了していない。国は、PCB 特別措置法等を改正し、処理期限を H39.3.31 まで延長し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を変更した。よって、計画期間を法令の処理期限である H39.3.31 とし、併せて処理促進に向けた必要な見直し等を行う。

2 計画変更の概要

国の基本計画の見直し内容に準じ、処理期間の延長、広域処理体制の見直し（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業所の所管区域の拡大）、処理促進のための県の取組等の見直しを行った。

【担当】

佐賀県くらし環境本部

循環型社会推進課産業廃棄物担当

電話:0952-25-7108

